

太宰府市ふるさと納税返礼品等協力事業者登録に関する誓約書兼同意書

- ① 協力事業者は、登録にあたって太宰府市ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要項（以下「募集要項」という。）に規定する「3 協力事業者の要件」をすべて満たしていること。
- ② 登録後も募集要項「3 協力事業者の要件」及び「4 返礼品の要件」に定める内容を常に遵守すること。
- ③ 市税等の滞納状況について、太宰府市が官公庁に照会すること。
- ④ 個人情報の取扱いについて、関係法令を遵守し厳正に管理すること。また、返礼品の送付以外の目的で個人情報を使用しないこと。
- ⑤ 代表者等が暴力団の構成員等でないことを太宰府市が警察機関に照会すること。
- ⑥ 食品を取り扱う協力事業者は、食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法等各種法令等に従った事業活動を行い、返礼品の産地名を適正に表示するとともに地場産品基準及び食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行うこと。
- ⑦ 食品表示法その他各種法令違反を行った場合は、太宰府市とのふるさと納税に関する一切の取引を中止すること。
- ⑧ 協力事業者は、返礼品の受発注の管理を確実に行うとともに、生産や製造能力以上の過度な受注を受けないよう在庫設定を行うこと。また、受注を受けた場合には、返礼品登録の際に設定する期間内に発送すること。万が一、必要数量の確保等において問題が生じた場合は、委託事業者を通じ市に報告し、協力事業者が一切の責任を負うこと。
- ⑨ 市及び委託事業者が返礼品の製造状況、業務運営体制、その他ふるさと納税の運営に関し、調査や確認が必要と判断した場合には、これに同意するとともに誠実に応じること。また、調査や確認に必要な書類等の提出を求めた場合は、速やかに提出すること。
- ⑩ 登録後においても、次の場合には登録を取り消し、原則、返礼品の取扱いを終了する。
 - ・募集要項「3 協力事業者の要件」「4 返礼品の要件」に定める要件に適合しなくなったと認められる場合
 - ・本誓約書に反する行為があった場合
 - ・市が協力事業者として適当でないと判断した場合又はふるさと納税制度の内容や趣旨に鑑み、返礼品としてふさわしくないと判断した場合
- ⑪ 協力事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し、解決に努め、内容について委託事業者を通じ市に報告すること。なお、品質等による保証やクレームについては、市は一切の責任を負わないこと。
- ⑫ 法令違反等により市及び寄附者に損害を与えた場合は、その損害について賠償を行うとともに、市からの損害賠償請求に対し、一切の異議の申し立てを行わないこと。

以上、ふるさと納税の返礼品等協力事業者の登録にあたり、募集要項に定める内容を遵守し、上記事項を誓約、同意します。

また、上記事項に反する場合、登録の取消等、市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

令和 年 月 日

協力事業者所在地：

協力事業者名：

代表者氏名：

印